

健康増進計画

「第三次健康さくらい21計画」
令和6年3月策定)

● 歯科口腔保健に関する目標項目・現状値・目標値

分野：歯・口腔の健康

項目	現状値	目標値	
歯周疾患検診における4mm以上の歯周ポケットを有する40歳の割合	51.9%	令和4年	減少
歯周疾患検診における4mm以上の歯周ポケットを有する60歳の割合	64.1%		減少
何でもかんで食べることができる50歳～64歳の者の割合	87.2%	令和4年	増加
何でもかんで食べることができる高齢者の割合	76.3%		増加
う蝕がない3歳児の割合	85.4%	令和4年	増加
う蝕がない12歳児の割合	66.2%	令和3年	増加
定期的(1年に1回以上)に歯科検診を受診している成人の割合	38.1%	令和5年	増加
定期的(1年に1回以上)に歯科検診を受診している高齢者の割合	47.6%		増加
歯周疾患検診受診者(40・50・60・70歳)のうち歯間清掃具を毎日使用している者の割合	35.7%	令和4年	増加

歯科口腔保健事業

○ 母子歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	妊娠歯科健康診査	個別方式・歯科健診（問診・歯周組織検査）	妊娠届された妊婦	妊娠期間中に1回	歯科医師	無料	市内協力医療機関	
2	ウェルカムベビーブラス	妊娠・出産および育児に対する正しい情報や知識を提供し、妊婦が健康な妊娠生活をすごし、安心して出産・育児できるよう支援する（講話、実習、交流） ①口と歯の健康コース ②助産師さんとたまごコース ③子育て準備コース	妊娠4か月から8か月末満の妊婦とその家族	12回/年 (①②③ 4回ずつ)	①保健師、栄養士、歯科衛生士 ②保健師、助産師 ③保健師、保育士	無料	保健福祉センター 陽だまり	
3	10か月児健康診査	疾病又は、異常の早期発見と予防および適切な保健指導を行い、児の健全な発育発達を促す。また保護者が育児に自信をもっておこなえるよう支援するとともに児童虐待予防に努める（健康診査、育児相談、歯科相談、栄養相談）	生後9か月～10か月の乳児	12回/年	医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師	無料	保健福祉センター 陽だまり	
4	1歳6か月児健康診査	幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語発達等の標識が容易に得られる1歳6か月児の時点で運動機能、視覚障害等、精神発達の遅延などを早期に発見し適切な指導を行い、生活習慣の確立、う歯の予防、栄養指導、育児不安の緩和、育児支援を行い、児の健康保持、増進をはかる（健康診査、育児相談、歯科相談、栄養相談、心理相談）	1歳6か月児～2歳未満の幼児	16回/年	医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師、心理相談員、家庭児童相談員	無料	保健福祉センター 陽だまり	
5	2歳6か月児歯科健康診査	対象児においては、乳歯萌出がほぼ完了し、う歯が発生しやすい時期において、ブラッシング指導・正しい食生活の指導を実施することでう歯予防を図る。保護者においては、歯科健康診査を受ける機会がなく、また歯科保健に意識が低い年齢層に対し、子どもの歯科健康診査時に保護者を対象とした歯科健康診査を実施することにより、歯科保健への意識を高め、ひいては児のう歯予防につなげる。令和5年度より、希望者へフッ素塗布を実施する。	2歳6か月～3歳未満の幼児 とその保護者	12回/年	歯科医師、歯科衛生士、保健師、家庭児童相談員	無料	保健福祉センター 陽だまり	
6	3歳6か月児健康診査	幼児期において、身体発育および精神発達の面からもっとも重要な時期である3歳児に対し、医師、歯科医師による総合的健康診査を実施し、児童の健全な育成のための指導および育児支援を行う（健康診査、育児相談、歯科相談、栄養相談、心理相談）	3歳6か月～4歳未満の幼児	16回/年	医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師、心理相談員、家庭児童相談員	無料	保健福祉センター 陽だまり	

○ 成人歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	歯周病検診	健康増進法に基づく歯科健診（問診・歯周組織検査）・個別方式	20～39・40歳・50歳・60歳・70歳の人	6月1日～翌年2月28日	歯科医師・歯科衛生士	無料	市内協力医療機関	

○ 高齢者歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	一般介護予防事業	口腔機能向上プログラム、介護予防普及啓発	65歳以上の高齢者	随時(通年)	歯科衛生士・地域包括支援センター職員	無料	老人会等	

○ その他の歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	健康づくり推進協議会	市民の総合的な健康づくり対策推進するための会議		2回/年	桜井市歯科医師会長、他医師会長、保健関係機関の代表		市役所	
2	歯と口腔の健康づくり推進ワーキング会議	歯と口腔の健康づくりに関する施策や取り組みについて協議する会議		1回/年	歯科医師会、中和保健所、学校教育課、保育教育課、高齢福祉課、けんこう増進課		保健福祉センター 陽だまり	

上記の記載内容は市町村から情報提供いただいた時点のものであり、現在は異なっている可能性がありますので、現時点の事業詳細について把握したい場合は市町村担当課に直接照会のうえご確認いただきますようお願い申しあげます。